

2025 年 3 月 28 日

各 位

株式会社宮崎太陽銀行

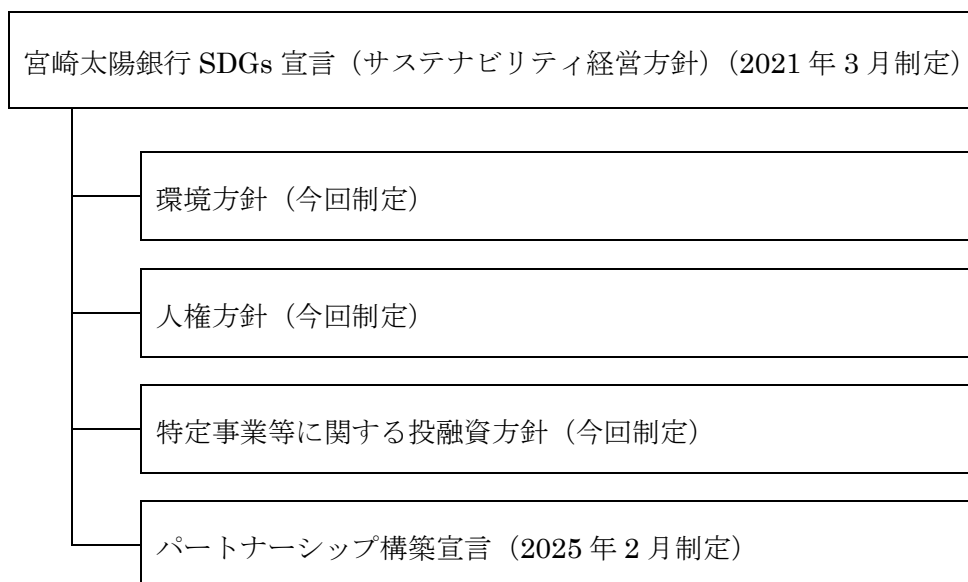
## サステナビリティ経営に向けた関連方針の制定について

株式会社宮崎太陽銀行（頭取 黒木 浩）では、サステナビリティ経営を推進していくため、関連方針を制定しましたのでお知らせいたします。

－記－

当行では、2021 年 3 月に『宮崎太陽銀行 SDGs 宣言』を制定し、地域と共に持続的成長を目指す取組みを進めております。今回、環境課題や社会課題への対応の方向性を明確化するため、「環境」、「人権」、「特定事業等に関する投融資」に係る取組方針（後記）を制定したものです。

今後、今回制定した各種方針を踏まえ、地域社会が抱える課題の解決や持続的成長に一層貢献してまいると共に、TCFD 提言等の枠組みに準拠し、気候変動が及ぼすリスク・機会の分析・評価、情報開示を進めてまいります。



お問い合わせ先：総合企画部 企画統括グループ 實藤 TEL 0985-60-6275

## 環境に関する取組方針

地域に根差す地域金融機関として、地域経済・社会の土台となる地域環境の保全に対し、責任をもって取組むことを目指すものです。

### 環境方針

宮崎太陽銀行は、地域に根差す地域金融機関として、環境保全への取組みを当行の社会的責任であると位置づけ、環境保全活動を積極的かつ継続的に展開することにより、将来世代に受け継ぐべき地元地域の豊かで美しい自然の維持・改善、ひいては、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

#### 1. 環境関連法規等の遵守

環境に関連する法律、規則、協定、社会通念上守るべき事項等を遵守します。

#### 2. 企業活動の環境への影響の検証と改善

企業活動が環境に与える影響に対する定期的な検証と、省エネルギー、省資源、リサイクル活動等改善策の実施により、継続的な改善（影響の軽減）に努めます。

#### 3. 金融サービス等を通じた環境保全活動の後押し

環境保全に寄与する金融商品・サービス・情報の提供を通じて、環境保全に取組むお客さまを支援することにより、地域環境の改善に努めます。

#### 4. 環境保全活動等への啓発、参加

役職員一人ひとりが環境保全、生物多様性への認識を深めるとともに、地域の環境保全、生物多様性保全の活動に積極的に参加します。

## 人権に関する取組方針

地域に根差す地域金融機関として、お客さま、従業員を始めとする全てのステークホルダーの人権が尊重される企業風土や職場環境づくりに取り組むことを目指すものです。

### 人権方針

宮崎太陽銀行は、地域に根差す地域金融機関として、人権を尊重した企業活動を当行の社会的責任であると位置づけ、全てのステークホルダーの人権が尊重される持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

#### 1. 国際規範の尊重

世界人権宣言をはじめとする人権に関する国際規範を尊重します。

#### 2. 差別、ハラスメントの排除

国籍、人種、民族、門地、社会的身分、宗教、信条、性別、障がいの有無、身体的特徴、性的指向、性自認、健康状態、価値観等を理由とした差別や各種ハラスメント行為を認めません。

#### 3. 働きやすい職場環境の整備

健康増進やコミュニケーションの活発化、ワークライフバランスの充実を積極的に推進し、従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる職場環境の整備に努めます。

#### 4. 公正採用の実施

従業員等の採用にあたって、適正、能力を基準とした厳正かつ公正な採用に努めます。

#### 5. お客さまへの対応

お客さまの人権を尊重し、商品やサービスの提供にあたって差別的な扱いのないよう努めます。

#### 6. 情報開示

積極的な情報開示とステークホルダーとの対話を通じ、人権に関する取組みの改善に努めます。

## 特定事業等に関する投融資方針

資金の出し手として、お客さまの事業が地域社会・環境に与えるネガティブな影響に対し、責任をもって取組むことを目指すものです。

### 特定事業等に関する投融資方針

宮崎太陽銀行は、地域に根差す地域金融機関として、経営理念に基づく地域社会の持続的発展に向けた取組みを行ってまいりました。こうした取組みを更に加速させるため、本方針を定めると共に、気候変動リスクを低減する省エネルギー・再生可能エネルギー事業、社会インフラの維持・発展に寄与する事業、人口減少・少子高齢化等の課題に対応する医療・福祉・教育の充実に資する事業等、環境・社会にポジティブな影響を与えと考えられる事業を積極的に支援してまいります。

一方、環境・社会にネガティブな影響を与えと考えられる特定の事業等への投融資については、下記の通り、取組方針を明確化し、その影響を低減・回避するよう努めてまいります。

#### 1. 業種横断的に投融資を禁止する事業

- (1) 違法または違法目的の事業
- (2) 公共性・社会性の観点で問題のある事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 反社会的勢力が関係する事業
- (5) 環境に著しく悪影響を与える懸念のある事業
- (6) 児童労働・強制労働等、人権侵害が行われている事業
- (7) クラスター弾製造関連企業等、非人道的事業

#### 2. 投融資に対して特に留意する事業

##### (1) 石炭火力発電事業

石炭火力発電所の新設・拡張を資金使途とする投融資を原則行いません。ただし、脱炭素社会実現に向けた移行期間（トランジション期間）の対応等については、発電効率や環境・地域社会への影響等を総合的に勘案した上で取組みを判断いたします。

##### (2) パーム油農園開発事業・大規模な森林伐採事業

森林資源の違法伐採や児童労働等の人権侵害が行われる、もしくは行われる可能性の高いパーム油農園開発や大規模な森林伐採事業への投融資を原則行いません。ただし、国際的に認められている認証取得状況等を考慮した上で、取組みについては慎重に判断いたします。